

宇都宮市市税納付推進協力事業所制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、宇都宮市市税納付推進協力事業所制度実施要綱（以下「要綱」という。）第11条の規定に基づき、要綱に定めるもののほか、制度に関し必要な事項を定めるものとする。

(登録要件)

第2条 要綱第3条第4号に規定する基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団その他反社会的団体又はそれらに関連すると認められるに足りる相当の理由のあるもの
- (2) 宇都宮市競争入札参加資格者指名停止等要綱に基づく指名停止を受けているもの
- (3) 各種法令に違反しているもの
- (4) その他登録することについて市長が不適當であると認められるもの

附 則

この要領は、平成30年 8月10日から適用する。